

子ども家庭課

議案第13号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について

児童福祉法（昭和23年法律第164号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

民法の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正により、20歳未満の者への保護を継続するための関係規定が整備されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

また、社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、引用している条項番号が変更されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 児童以外の満20歳に満たない者は成人となるため、条例で引用している児童福祉法の用語である「児童等」を「児童」に改正します。
- (2) 条例で引用している社会福祉士及び介護福祉士法の条項番号を整備します。

3 施行期日

令和4年4月1日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童等の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ・ロ (略)

ハ 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合

3～8 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ・ロ (略)

ハ 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合

3～8 (略)

(後略)